

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 要求事項
賃金引上げ等
- 2 日時
令和 7 年 4 月 1 日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所
山口県における運行路線並びにその他の事業
- 4 概要
随時、指名、時限及び無期限ストライキを含むあらゆる争議戦術の行使